

# 荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画（案）について

## I 対策事業の考え方

対策事業の内容について、事業期間、工事中の汚染土壌の飛散リスク等の観点から総合的に比較検討した結果、ダイオキシン類の曝露経路を確実に遮断することができ、掘削除去等の他の工法と比較して工事期間が短く、施設等を早期に開放することが可能で、飛散リスクも少ない覆土・舗装対策を以下のとおり行うこととする。

## II 対策計画(案)の概要

### 1 対策事業

#### 1.1 事業の実施地域

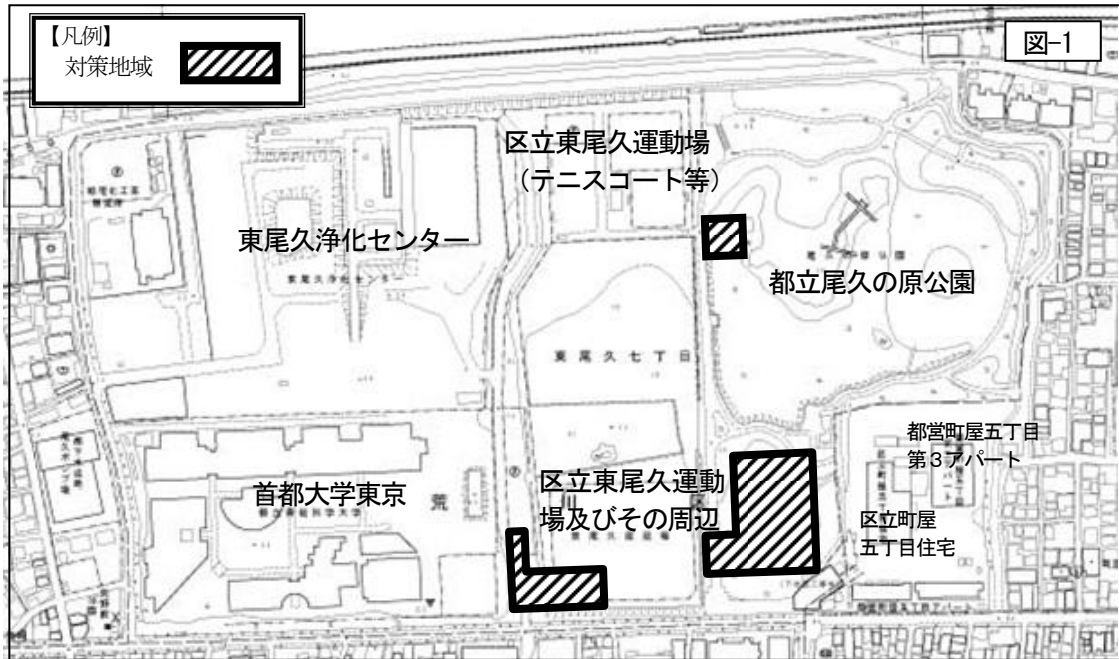
対策事業は、下記のとおり、ダイオキシン類土壤汚染対策地域(以下、「対策地域」という。)において実施する。

##### ①都立尾久の原公園

- ・東京都荒川区東尾久七丁目 1330 番 4 号の一部、同 1330 番 11 号の一部

##### ②区立東尾久運動場及びその周辺

- ・荒川区東尾久七丁目 1330 番 5 の一部、同 2833 番 13 の一部及び同 2833 番 21 の一部



施設名 住所	施設の概算面積 (単位 m <sup>2</sup> )	土地所有者 (管理者)	現状の 土地利用	対策後の 土地利用
都立尾久の原公園 荒川区東尾久七丁目・町屋五丁目	61,840	東京都 (同上)	公園	公園
区立東尾久運動場及びその周辺				
区立東尾久運動場 (多目的広場) 荒川区東尾久七丁目 1 番 1 号	17,790	東京都 (荒川区)	運動場	運動場
空地 荒川区東尾久七丁目 1 番 1 号	340	東京都 (同上)	空地	空地
月極駐車場 荒川区東尾久七丁目 1 番 1 号	500	東京都 ( (公財) 東京都道路整備保全公社 )	駐車場	駐車場
合計	80,470			

※ 対策地域内には、他に通路・歩道（被覆済み）として使用している箇所がある。

## 1.2 事業の主な内容

### (1) 覆土及び舗装工事

#### ① 都立尾久の原公園

##### ア) 芝生広場

- ・ 主として 50 cm 以上の良質土を覆土する。一部 3cm 以上のアスファルト又は 10cm 以上のコンクリートで被覆する。

##### イ) 水辺

- ・ 既設木製デッキを撤去後、50 cm 以上の良質土を覆土する。

#### ② 区立東尾久運動場及びその周辺

- ・ 砕石基礎の上に 3cm 以上のアスファルト舗装を行う。

### (2) 工事に伴う環境調査

大気、河川水、覆土についてダイオキシン類の調査を行う。

### (3) 工期

① 都立尾久の原公園 平成 26 年 11 月～平成 27 年 3 月、平成 27 年 6 月～平成 27 年 12 月

② 区立東尾久運動場及びその周辺 平成 26 年 11 月～平成 27 年 3 月

### (4) 工事に伴う環境対策及び安全対策

粉じんの飛散防止対策及び作業機械の騒音振動対策を行うとともに、工事用車両出入りに伴う歩行者等の安全対策を行う。

## 1.3 事業費の額

総額 118,000 千円

## 1.4 事業の実施者

東京都

## 2 対策事業後の措置

### 2.1 措置の内容

対策事業において実施した覆土の効果が維持できるよう管理(リスク管理)を行う。主な事項は下記のとおり。

- ・ 土壌の掘削は原則として行わない等の掘削制限
- ・ 定期的な日常点検
- ・ 事故・災害等が生じた場合でも汚染の拡散を防止できるような体制の整備
- ・ 大気、河川水、覆土についてのダイオキシン類の調査

### 2.2 措置の実施者

東京都 ※区立東尾久運動場においては、東京都及び荒川区

## 3 汚染除去の計画策定

将来、大規模な土地改変や技術の進歩等に伴い汚染除去を行う場合には、改めて対策計画を策定する。

## Ⅲ 対策地域外のリスク管理

対策地域以外の、人が立ち入ることのできる地域で、対策地域と地歴が同一であり、表層においてダイオキシン類の土壤環境基準超過は確認されていないものの、地中に汚染が存在する可能性がある場所において、施設管理者等は継続的なリスク管理を行う。